

## 第3章 個人情報の取扱いについて

### 1 基本的な考え方

要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うためには、市及び避難支援等関係者が、対象者を事前に把握しておくことが重要である。このため、市内部において、要支援者を抽出するための情報共有を行うとともに、その情報を避難支援に必要な範囲内で共有することにより、避難支援の体制づくりを推進する。

また、避難支援団体等は、同意者名簿に係る情報を、その要支援者の避難支援に取り組む必要な範囲の人々（自治会長、避難支援者、要支援者本人等）で、一定のルールづくりを行った上で共有することができるものとする。

### 2 市内部での個人情報の取扱い【災害対策基本法第49条の10第3項】

#### (1) 関係部局から福祉保健部福祉総務課への個人情報の提供

市は、各名簿作成に必要な限度で、関係部局が保有する要支援者に関する情報を、利用することができる。

#### (2) 福祉保健部福祉総務課から関係部局への名簿情報の提供【災害対策基本法第49条の11】

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、各名簿に記載された情報を内部で共有するため、必要に応じて、福祉保健部福祉総務課から関係部局へ名簿情報を提供する。

### 3 関係都道府県知事等への個人情報提供に係る要請【災害対策基本法第49条の10項第4項】

市は、各名簿作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

### 4 避難支援団体等による個人情報の取扱い【災害対策基本法第49条の12】

避難支援団体等が名簿に記載された個人情報を取り扱う際には、事前に市と協定書を締結し、適切な取扱いを行うものとする。

### 5 発災時における個人情報の取扱いの特例【災害対策基本法第49条の11第3項、廿日市市個人情報保護条例第7条第3項第4号及び第11条第1項第4号】

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、各名簿情報を提供することができる。この場合においては、各名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。